（営業保証金の額）

第七条　法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表第一の額（旅行業者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、別表第一の額に別表第二の額を加えた額）とする。

第十二条　（略）

2　（略）

3　地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、第一項第一号から第三号までに掲げる科目（観光庁長官が告示で定めるものを除く。）とする。

（法第六十八条の団体）

第六十五条　法第六十八条の規定により旅行業者等若しくは旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行関連業務従事者」という。）又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行サービス手配関連業務従事者」という。）が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行業者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　目的

三　事業の概要

四　代表者の氏名

五　成立の年月日

六　団体を組織する旅行業者等若しくは旅行関連業務従事者又は旅行サービス手配業者若しくは旅行サービス手配関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地

（解散等の届出）

第六十六条　法第六十八条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官（旅行業者等又は旅行サービス手配業者が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

別表第一（第七条関係）

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）	営業保証金の額			
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
400万円未満	7000万円	1100万円	300万円	15万円
400万円以上　5000万円未満	7000万円	1100万円	300万円	100万円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（営業保証金の額）

第七条　法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表のとおりとする。

第十二条　（略）

2　（略）

3　地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目（観光庁長官が告示で定めるものを除く。）とする。

（法第六十八条の団体）

第六十五条　法第六十八条の規定により旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行関連業務従事者」という。）が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　目的

三　事業の概要

四　代表者の氏名

五　成立の年月日

六　団体を組織する旅行業者等又は旅行関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地

（解散等の届出）

第六十六条　法第六十八条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官（旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

別表（第七条関係）

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）	営業保証金の額			
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
5000万円未満	7000万円	1100万円	300万円	100万円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）